

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	37 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	33 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年9月まで

A区在住時に集金により国民年金保険料を納付していたので、B区に転出する際、A区役所に今まで納めた保険料の証明がほしい旨を依頼したところ、納付記録は無いとの回答であった。転出直前まで保険料を納付していたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の「A区役所で国民年金の加入手続を行った際、集金による訪問徴収であると言われ、その翌月から集金人が自宅に来たので保険料を納付した。集金人はA区の職員であった。」との主張は、A区役所の回答及び申立期間当時の同区の広報紙の記載内容によって確認できる。

また、申立人は、B区で再加入した昭和42年度以降は保険料の未納期間は無く、納付日が確認できる昭和42年10月以降の納付日から夫婦一緒に納付していることがうかがえ、夫婦とも納付意識は高いと考えられる上、申立人は、A区在住時に夫婦一緒に国民年金加入手続をし、加入手続後2年間は夫婦一緒に保険料を納付したと主張しており、国民年金手帳記号番号も39年4月30日に連番で交付されているにもかかわらず、手帳記号番号払出後のA区における国民年金保険料納付記録が無く、後述のとおり、申立人の夫の一部期間の納付記録のみが後日確認され記録訂正されているのは不自然である。

さらに、申立人と連番で国民年金手帳記号番号を交付され、一緒に保

険料を納付したとする申立人の夫については、申立期間の一部期間（昭和 40 年 4 月から同年 6 月までの間）の納付記録があるが、これは、夫の国民年金保険料納付記録の照会申出を受けて、納付記録が確認できたことから納付記録の訂正が行われたものであり、行政側の記録管理に不備があった可能性を否定できない。

一方、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの期間については、申立人は、加入手続の翌月から集金人が来て納付したと主張しているが、A 区で払い出された手帳記号番号払出日及び申立人の加入手続の翌月から納付したとの主張からすると、当該期間の国民年金保険料は過年度納付となり、A 区では、集金人による徴収は現年度納付のみと考えられるとしていることなどから、申立人の主張は整合的でなく、当該期間の保険料を納付していたとは推認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 41 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から40年3月まで
② 昭和40年7月から同年12月まで

A区在住時に集金により国民年金保険料を納付していたので、B区に転出する際、A区役所に今まで納めた保険料の証明がほしい旨を依頼したところ、納付記録は無いとの回答であった。転出直前まで保険料を納付していたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻の「A区役所で国民年金の加入手続を行った際、集金による訪問徴収であると言われ、その翌月から集金人が自宅に来たので保険料を納付した。集金人はA区の職員であった。」との主張は、A区役所の回答及び申立期間当時の同区の広報紙の記載内容によって確認できる。

また、申立人は、申立期間②以降未納期間が無く、一部期間については特例納付を行うとともに、厚生年金保険との切替えも適切になされており、納付日が確認できる昭和42年10月以降の納付日から夫婦一緒に納付していることがうかがえ、夫婦とも納付意識は高いと考えられる上、申立人の妻は、A区在住時に夫婦一緒に国民年金加入手続をし、加入手続後2年間は夫婦一緒に保険料を納付したと主張しており、国民年金手帳記号番号も39年4月30日に連番で交付されているにもかかわらず、手帳記号番号払

出後のA区における申立期間の国民年金保険料納付記録及び申立人の妻のA区在住中の全期間の納付記録が無く、後述のとおり、申立人の一部期間の納付記録のみが後日確認され記録訂正されているのは不自然である。

さらに、申立人については、申立期間①と②の間の3か月の納付記録があるが、これは、申立人の国民年金保険料納付記録の照会申出を受けて、納付記録が確認できたことから納付記録の訂正が行われたものであり、行政側の記録管理に不備があった可能性を否定できない。

一方、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの期間については、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻は、加入手続の翌月から集金人が来て納付したと主張しているが、A区で払い出された手帳記号番号払出日及び申立人の加入手続の翌月から納付したとの主張からすると、当該期間の国民年金保険料は過年度納付となり、A区では、集金人による徴収は現年度納付のみと考えられるとしていることなどから、申立人の主張は整合的でなく、当該期間の保険料を納付していたとは推認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和47年ころ、国民年金保険料をさかのぼって納付できることをA市役所（現在は、B市）から送られてきた通知で知り、同年6月ころ、娘の手を引いて同市役所年金担当窓口に行き、夫の分と一緒に納付手続を行い、その場で発行された納付書で、二人分の保険料2万1,600円をC社会保険事務所に行って納付した。夫の分と一緒に手続し、納付したにもかかわらず、夫の分だけが納付済みになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする昭和47年6月ころは、第1回特例納付実施期間に該当し、その夫の分と一緒に納付したとする金額は、第1回特例納付で納付した場合の申立期間の二人分の保険料額と一致する。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和38年12月ころ連番で払い出されており、申立人及びその夫の国民年金被保険者名簿及び国民年金手帳をみると、申立人及びその夫は、38年4月から51年3月まで納付日が同一であることが確認できることから、申立期間について、夫の分が納付済みであるのに、申立人が未納であるのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以降未納は無い上、平成4年3月から60歳に到達する8年3月まで付加年金に加入していることなどから、納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から同年8月まで

会社を退職したので、平成4年5月にA市で国民年金に加入し、第1号被保険者となった妻の分と一緒に申立期間の保険料を納付した。保険料額は、二人分で月額1万9,400円だったと記憶しているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年5月にA市で国民年金の加入手続きを行い、第1号被保険者となったその妻の分と一緒に、二人分の国民年金保険料を納付したとしているところ、社会保険庁の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年同月ころ払い出されたと確認できること、一緒に納付したとする申立人の妻は、申立期間は納付済みとなっていることから、申立内容に信憑性が認められる。

また、申立人は、納付したとする国民年金保険料額、納付場所等を具体的に記憶しており、その内容は当時の状況と符合している上、4か月間と短期間である申立期間について納付できない事情は認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 45 年 3 月まで

昭和 42 年 4 月に自営業を始めたので、従業員を厚生年金保険に加入させたが、私は個人事業主であったため、そのまま国民年金に加入していた。妻が、私と二人分の保険料を納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 42 年 4 月に自営業を始めたが、個人事業主であったことから、継続して国民年金保険料を納付していたとしているところ、社会保険事務所の特殊台帳によると、申立人は、42 年 7 月 31 日に申立期間のうち 42 年 4 月から同年 7 月までの保険料を納付し、その後、この期間の保険料を還付されたことが確認できる。

申立人は、個人事業主となった昭和 42 年 4 月以降も国民年金の強制加入被保険者となる期間であり、事実と異なる資格喪失手続により還付が行われたことが推認され、行政側の事務処理に過誤があったことが考えられる。

2 一方、申立期間のうち、昭和 42 年 8 月から 45 年 3 月までは、申立人は、納付時期、納付期間等の具体的な記憶が曖昧であり、納付状況は不明である。

また、社会保険事務所の特殊台帳では、申立人は、昭和 47 年 7 月に申立期間直後の 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を過年度

納付したことが確認でき、この時点においては、申立期間のうち 42 年 8 月から 45 年 3 月までは時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和 42 年 8 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

- 3 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から56年12月まで
② 昭和56年10月から同年12月まで

申立期間当時は次兄が社長をしていた建設会社に勤務しており、次兄が三兄及び私の国民年金の加入手続を行い、平成12年に会社が解散するまで保険料を一緒に納付してくれていた。兄たちは納付済みで私だけが未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金保険料を納付したとするその次兄及び一緒に保険料を納付してもらっていたとする申立人の三兄は、いずれも納付済みとなっており、申立人のみが未納であるのは不自然である。

また、申立期間②は3か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年3月ころ払い出されていることから、申立期間②の前後の期間を過年度納付していることが確認できるにもかかわらず、申立期間②の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

2 一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年3月ころ払い出されており、払出時点からすると、申立期間①は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付したとする申立人の次兄は、申立期間①のうち、昭和45年9月から50年6

月までは未納となっている上、申立人は、申立期間①の国民年金保険料の納付に直接関与していないため、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

実家にいたとき、私の父親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付し、結婚後は、夫が A 組合（現在は、B 組合。以下同じ）で、夫婦二人分の保険料を納付していた。「ねんきん特別便」で未納期間があることを初めて知ったが、申立期間は、夫が納付していたはずであり、夫は納付済みであるのに私の分が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、申立人の夫が A 組合で夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとすると、申立人及びその夫の納付日が確認できる領収証書、国民年金手帳の検認印等をみると、申立人及びその夫は同一日に納付していることが確認でき、基本的に、申立人はその夫と一緒に保険料を納付していたと推認されることから、申立人の夫が申立期間は納付済みであるのに、申立人が未納であるのは不自然である。

また、申立人及びその夫は、共に国民年金制度発足時から国民年金に加入し、申立人の夫は、60 歳に到達するまで国民年金保険料を完納し、申立人も、60 歳に到達するまで、申立期間を除き未納が無いことから、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間は、3 か月と短期間である上、申立期間の国民年金保険料を納付できない特別の事情はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成11年4月から同年10月までの期間を24万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成11年4月から同年10月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月から13年11月まで

社会保険庁の記録では、平成10年10月分の標準報酬月額から下がっているが、給与が下がった覚えはない。同年1月からの給与支給明細書を提出するので、標準報酬月額が適正か確認の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の金額を認定することとなる。したがって、申立期間のうち、平成11年4月から同年10月までの標準報酬月額については、申立人提出の給与支給明細書において確認できる保険料控除額から24万円とすることが妥当である。

一方、平成9年12月から11年3月までの期間及び11年11月から13年11月までの期間については、上記の給与支給明細書を基に算出した標準報酬月額が社会保険庁の記録上の標準報酬月額を上回っているとは認め

られないことから、標準報酬月額の見直しは認められない。

なお、平成 11 年 4 月から同年 10 月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間当時の保険料納付に関する資料は保存していないとしているが、給与支給明細書上の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額は当該期間において一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月 1 日から 40 年 1 月 26 日まで
② 昭和 40 年 6 月 2 日から 44 年 12 月 21 日まで
③ 昭和 45 年 3 月 30 日から同年 4 月 22 日まで
④ 昭和 45 年 10 月 12 日から 46 年 3 月 1 日まで
⑤ 昭和 46 年 3 月 11 日から同年 8 月 1 日まで
⑥ 昭和 46 年 8 月 11 日から 47 年 1 月 1 日まで
⑦ 昭和 47 年 1 月 11 日から同年 6 月 1 日まで
⑧ 昭和 47 年 9 月 21 日から同年 12 月 10 日まで

社会保険庁の記録では、脱退手当金が支給されているとのことだが、申立期間当時は脱退手当金のことや請求方法など何も知らなかったもので、脱退手当金を請求するはずがない。また、A社会保険事務所に確認したところ脱退手当金の請求をした場合、それまで加入していたすべての厚生年金保険被保険者期間（B株式会社、C株式会社、D株式会社及びE所）が脱退手当金として支給されていると聞いた。しかし、私の場合、E所で6回の資格取得をしたが最初と最後の期間については脱退手当金として支給されておらず残っているので納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、E所の6度にわたる被保険者期間のうち最初と最後の被保険者期間はその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が脱退手当金を請求する際、これを失念

するとは考え難い上、当該未請求期間は、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、F株式会社での社会保険庁オンラインシステムの職歴審査照会回答票にある18名の女性被保険者のうち、脱退手当金の受給資格を満たす15名すべてについて脱退手当金の支給記録が無いことから、事業主による代理請求が行われていたものとは考え難い。

さらに、申立人は国民年金強制被保険者となった昭和50年9月から約28年間国民年金保険料を納付していることから、年金受給に対する意識が高かったものと推察される。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日を昭和41年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から同年6月1日まで

私が、A株式会社に正社員として勤務し、B業務をしていた時期のうち、昭和41年5月1日から同年6月1日までの1か月が厚生年金保険の記録が無い上、記録の無い期間に会社が適用事業所に該当しなくなっており、1か月後に新たに適用事業所に該当していることも分かった。しかし、当時従業員は当該事実を知らされず、給与も通常どおり支給され、厚生年金保険料も給与から控除されていた。また、適用事業所に該当しなくなった時期に健康保険証を返したことはない。この期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における仕事内容等の説明は具体的であり、雇用保険の加入記録及び同僚9人の供述により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務したことが推認できる。

なお、当該事業所の移転に伴い適用事業所に該当しなくなったことが、事業所別被保険者名簿で確認できるが、当該時点における健康保険証の返還について、同名簿で返還を確認できるものの、同僚9人中7人が返還していないと供述しているほか、給与が支払われていたとする者が4人おり、厚生年金保険料について二人が控除されていたと供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿により、同

社は移転のため昭和 41 年 5 月 1 日に適用事業所に該当しなくなっていることが確認でき、1 か月後の同年 6 月 1 日に新たに適用事業所に該当していることがオンライン記録で確認できるところ（この間の資格喪失及び再取得者 58 人）、この間、同僚の給与支給に関する供述及び雇用保険の加入記録で、事業を継続していたことがうかがえ、同事業所は申立期間において厚生年金保険の適用要件を満たしていたと認められる。なお、当時の事業主は既に亡くなっており、保険料の控除及び勤務実態について聴取することができない。

加えて、A 株式会社の移転（管轄する社会保険事務所の変更）に伴う適用事業所としての届出は、前述の状況等から総合的に判断すると、昭和 41 年 6 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社に係る昭和 41 年 4 月の社会保険事務所の記録から 3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は昭和 50 年 8 月 1 日に解散しており、当時の事業主は既に亡くなっているため不明であるが、社会保険事務所が保管する記録によると当該事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所では無いことから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る昭和 41 年 5 月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和33年4月ころから34年6月ころまで
(株式会社B)
②昭和35年3月ころから36年5月ころまで
(C株式会社)
③昭和36年9月ころから37年5月ころまで
(株式会社D)
④昭和37年6月ころから38年5月ころまで
(A株式会社)
⑤昭和40年3月ころから42年5月ころまで
(同上)
⑥昭和44年4月ころから同年6月ころまで
(同上)

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、株式会社B、C株式会社及び株式会社Dに勤務した申立期間①、②及び③について厚生年金保険の加入記録が無く、A株式会社については申立期間④、⑤及び⑥の期間が欠落している旨の回答をもらった。それぞれの期間については勤務しており、特にA株式会社は途中退職せずに継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間⑤のうち、昭和40年3月1日から同月31日までの期間については、A株式会社が保管する所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人の同年3月分の給与から当月控除により保険料が控除されていることが確認できることから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、昭和40年3月は、「労働日数」欄に勤務していなかった日数の記載が無いことから、月末まで勤務していたものと推認できる。

また、昭和40年3月の標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び申立人のA株式会社に係る39年10月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人は、株式会社Bに勤務していたと主張している。

しかし、E市を管轄する法務局の商業登記簿謄本により、株式会社Bが法人事業所となったのは昭和37年1月4日であり、社会保険庁のオンライン記録により、適用事業所となったのが同年7月1日であることが確認でき、申立期間①当時は個人事業所であり、従業員も二人であったと申立人が供述していることから厚生年金保険の強制加入の対象事業所に該当せず、社会保険事務所の記録によると任意適用の手続をした事情もうかがえないことから、当時、当該事業所の従業員として厚生年金保険に加入することはできなかったものと考えられるが、事業主の供述等から申立人が当時、勤務していたことは推認できる。

また、社会保険事務所が保管する株式会社Bの健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、当時の事業主及びその他の社員の資格取得日は同社が適用事業所となった昭和37年7月1日となっており、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

なお、株式会社Bでは、申立人の申立期間①の雇用を認めているものの、当該期間の厚生年金保険の届出及び保険料の給与からの控除は行っていないとしており、複数の同僚も「従業員は昭和37年7月1日に厚生年金保険に一斉に加入した」と供述している。

なお、申立人の当該期間に係る雇用保険の記録は、他の申立期間を含めてすべて確認することができなかった。

- 3 申立期間②について、申立人は、C株式会社に勤務していたと主張している。

しかし、E市を管轄する法務局の商業登記簿謄本により、C株式会社は、昭和32年8月に設立し、平成9年6月に解散していることが確認できるが、同社は、社会保険庁のオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない。

また、C株式会社の事業主の厚生年金保険及び国民年金の加入記録について、社会保険庁のオンライン記録により確認したが、申立期間②における記録は無く、同人は既に亡くなっている。

なお、申立人は、C株式会社の従業員は二人であったと供述しているところ、当時の厚生年金保険法の適用事業所の適用要件は、常時5人以上の従業員を使用する事業所が対象となっていたことから、同社は適用事業所の要件を満たしていなかった可能性が高い。

また、申立人が供述している従業員二人から、当時の勤務状況等に関し聴取するため連絡先を探したが、申立人が記憶する情報では特定することが不可能であった。

- 4 申立期間③について、申立人は、株式会社Dに勤務していたと主張している。

しかし、社会保険事務所が保管する株式会社Dの健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の氏名を確認したが見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録により、株式会社Dの職歴審査照会回答票においても申立人の氏名は見当たらず、当該事業所は既に適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に亡くなっていることが確認できる。

さらに、複数の同僚照会を行い、一人から回答を得たが、それによると「申立人の名前を聞いたことがある。自分と同様にDに勤務していたならば厚生年金保険に加入していたのではないか。試用期間については分からない。」としているが、申立人が事業主により給与から保険料を控除されていたとする具体的な供述を得ることはできず、ほかに関連資

料及び周辺事情を確認することができない。

- 5 申立期間④、⑤（上記訂正をする期間を除く。以下同じ。）及び⑥について、申立人は、A株式会社に途中退職せずに継続して勤務していたと主張している。

しかし、社会保険事務所が保管するA株式会社の事業所別被保険者名簿及び被保険者原票照会回答票には、申立人の厚生年金保険の加入状況について、昭和38年6月1日に資格取得して40年3月31日に資格喪失（訂正後は、40年4月1日）し、42年6月1日に再度、資格取得して44年4月1日に資格喪失したことが記録されており、この記録は、社会保険庁のオンライン記録に一致し、申立期間④、⑤及び⑥の加入記録は確認できない。

また、A株式会社が保管する所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、昭和38年6月から40年3月までの期間及び42年6月から44年3月までの期間は事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、その他の期間における給与支給及び保険料控除は確認できない。

さらに、同台帳の昭和44年分に同年3月31日に退職した旨の記述が確認できるとともに、同社では申立期間④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を給与から控除していないと述べている。

加えて、A株式会社が保管する労働者名簿は、昭和38年5月6日付の雇入時のものと、42年6月1日付の雇入時のものと2部が作成されており、当該労働者名簿の履歴欄に「昭和38年5月D株式会社退社」との記録が確認できることから、同社への入社は38年5月と考えられ、申立期間④はD株式会社に勤務していたと考えるのが妥当である。

また、同僚照会を行ったが、申立期間④について複数の同僚は、「昭和37年6月ころから38年5月ころまでの期間については、申立人はまだA株式会社に入社していなかった」と供述しており、申立期間⑤について同僚一人は「申立人は同社のE販売に伴うF業務の運転手をしてきたことから、その輸送業務を個人の請負方式に切り替えたのではないかと供述しており、同社も「当時の記録は無いが、途中の期間は個人請負で仕事をした」と供述している。

なお、申立人は、A株式会社では7年間勤務すれば退職金を支払う就業規定があり、退職した昭和44年6月末に当該退職金を受け取ったと述べているところ、同社の退職金支給規定によると勤続3年、5年、10年等で退職金の支給対象者とされているが、申立人の同社における勤続期間はいずれにも該当せず、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の「退職所得の税額」欄にも退職金を支給した旨の記録が確認できない。

- 6 このほかに、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除についての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 7 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間（上記訂正をする期間を除く。）に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について厚生年金保険被保険者であったことが認められ、また、申立期間②の厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和20年12月1日に訂正し、20年12月から21年10月までの標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月1日から21年9月5日まで
② 昭和21年9月5日から同年11月1日まで

昭和13年8月13日にA株式会社に就職し、17年3月に同社在籍のまま兵役に徴集され、21年9月に帰還した。その後、同社B工場で勤務を再開し、53年11月21日まで同社に勤務したが、社会保険事務所で記録を確認したところ、20年12月1日から21年11月1日までの厚生年金保険被保険者記録が無かった。

兵役に徴集されていた期間についても家族に対して事業所から給与が支給されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であった期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A株式会社が保管する申立人に係る従業員名簿及び同社が発行した在籍証明書等により、申立人が申立期間において当該事業所に在籍していたことが確認でき、申立人の供述及び社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿の備考欄に多数の従業員が申立期間と近接する時期に同社C工場から同社B工場へ異動した旨の記載があることから、申立人も昭和20年12月1日に同工場に異動したことが推認できる。

また、上記従業員名簿、在籍証明書及びD県E部が発行した「軍人恩給の受給資格について（回答）」に記載された申立人の軍歴によると、申立人が昭和 17 年 3 月 1 日に現役兵としてF隊に入隊し、21 年 9 月 5 日にG隊から復員したことが確認できる。一方、社会保険事務所の記録によると、申立人の両申立期間における厚生年金保険加入記録は確認することができない。

しかしながら、申立期間①については陸軍に召集されていた期間の一部であり、当該期間以外の召集期間における被保険者記録は確認できることから、当該期間において被保険者としての資格が無かったとは考え難い上、同社においてほぼ同時期に召集されていた同僚には厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、当時の厚生年金保険法では、第 59 条の 2 により昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社 B 工場における昭和 21 年 11 月 1 日の厚生年金保険被保険者台帳の記録から 600 円とすることが妥当である。

- 2 他方、申立期間②については、上記の従業員名簿及び同僚の被保険者記録から判断すると、申立人が当該期間に A 株式会社 B 工場に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社 B 工場における昭和 21 年 11 月 1 日の厚生年金保険被保険者台帳の記録から 600 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B所における資格取得日に係る記録を、昭和26年3月20日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC株式会社D所における資格取得日に係る記録を、昭和27年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 3 月 20 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 27 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

C株式会社（現在は、株式会社E）の社員として会社の命令で転勤しながら勤務していたが、被保険者期間に空白がある。

事業所間の転勤だったので期間が空くのはおかしい。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、株式会社Eから提出のあった職員名簿、「EのあゆみF編」のD所における昭和26年3月からの開発着手の記述及び申立人の仕事内容から判断すると、申立人がC株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B所（適用事業所の名称変更の履歴によれば、当該事業所がC株式会社の事業所となった後も、Cの名称を経ないまま、当該事業所の最後の名称である

Aの被保険者として記録されているものの、「EのあゆみF編」及び株式会社Eから提出された職員名簿によれば、申立期間当時、当該事業所がC株式会社の事業所であることが確認できる）における昭和26年8月の社会保険事務庁の記録から8,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、株式会社Eから提出のあった職員名簿における発令事項に昭和27年11月1日付けでC株式会社D所勤務を命ずる記載があることから判断すると、申立人がC株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC株式会社D所における昭和27年12月の社会保険庁の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る両申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成8年10月から9年8月までを53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年9月16日まで
社会保険庁の記録では、株式会社Aにおける平成8年10月1日から9年9月16日までの標準報酬月額が15万円に下げられているのはおかしい。同年4月までは53万円ぐらい、同年5月以降は50万円くらいだったので当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によれば、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年10月の定時決定において53万円と記録されていたが、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった9年9月16日以後の同年9月18日において、8年10月の定時決定までさかのぼって月額変更として15万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、当該訂正処理については、事業主みずから株式会社Aの精算処理の一環として社会保険事務所の担当者と相談しながら行ったと供述しているほか、複数の同僚からもこれと同様の供述が得られた。

さらに、商業登記簿によれば申立人は株式会社Aの役員であったが、事業主ほか複数の同僚が申立人は営業に専任する役員であったと供述しているほか、社会保険事務を含む経理業務については事業主及び特定の経理担当者の専任事項であったとの供述も得られ、申立人が当該標準報酬月額の訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、当該標準報酬月額については有効な記

録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額
は事業主が社会保険庁に届け出た訂正前の記録から、平成8年10月から
9年8月までを53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和49年9月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月10日から同年10月14日まで
昭和49年10月ころB株式会社C工場からグループ会社のA株式会社（現在は、株式会社D）に転勤したが、この時期、妻が妊娠8か月で、転勤先のE地の産婦人科に通い始め同年11月に無事出産したので、健康保険は間違いなく継続していたと思う。申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管している人事台帳、B企業年金基金の加入記録及び上司、同僚の供述から、申立人は、申立期間の昭和49年9月10日から同年10月14日までについてもA株式会社に継続して勤務し（49年9月10日にB株式会社C工場からグループ子会社であるA株式会社に異動）、厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和49年10月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が存在しないことから保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録における資格取得日と雇用保

険の記録における資格取得日がいずれも昭和 49 年 10 月 14 日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①については、申立人のA株式会社B支社における資格喪失日に係る記録を、昭和32年12月1日に、当該期間の標準報酬月額を1万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②についてはA株式会社C営業所における資格喪失日に係る記録を、昭和43年10月1日に、当該期間の標準報酬月額を、6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月30日から同年12月1日まで
② 昭和43年9月30日から同年10月1日まで

昭和31年8月1日にA株式会社に入社してB営業所に勤務したが、32年12月1日に同営業所は組織変更でD支社になり、新規適用事業所届を提出したことを記憶している。

その後、A株式会社C営業所へ転勤した際に機構改革で同営業所がE支社の管轄になり、昭和43年10月1日に社会保険事務所へ被保険者資格の取得届を提出しているはずが、社会保険事務所の被保険者記録ではいずれも記録が確認されなかった。

A株式会社を昭和49年12月15日に退職するまで継続して勤務していたことから納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた源泉徴収票及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和32年11月30日から同年12月1日まではA株式会社B営業所に勤務、43年9月30日から同年10月1日までは同社C営業所に勤務。）、両申立期間に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支社における申立期間①直前の昭和32年10月に係る社会保険事務所の記録から1万円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社C営業所における申立期間②直前の43年8月における社会保険事務所の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業所は平成15年9月30日に解散している上、事業主及び当時の役員は他界し、給与台帳等の関連資料も無く不明であるとしているところ、事業主が申立期間①に係る資格喪失日を昭和32年12月1日として届け、申立期間②に係る資格喪失日を43年10月1日と届けたにもかかわらず、社会保険事務所がこれを申立期間①については32年11月30日と、申立期間②については43年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年11月分及び43年9月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和37年4月10日までA株式会社に継続して勤務をしていたことが認められ、保険料控除が推認できることから、A株式会社B工場における資格喪失日を昭和37年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月2日から37年4月10日まで
昭和36年10月2日から37年4月10日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。当時、A株式会社B工場から同社C部への転勤が発令されたところで、そこで、D株式会社の立ち上げの仕事をしており、継続して勤務をしていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者記録を繋いでほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、元同僚、上司等の供述により申立人が申立期間にA株式会社B工場に継続して勤務していたことが認められる。

申立人は、同僚の供述によると、昭和36年10月に、A株式会社B工場から、同社本社内に新しくできた部署である「C部」（この部署は、「D株式会社」を立ち上げるため開設された）への転勤の指示に従い、同社本社に異動したものと思われる。しかし、同僚の供述によると、「本社総務では、「C部」は同社B工場の出先機関と考えていた。」としており、その根拠として、別の同僚は「B工場の敷地内に会社を設立した。」と供述しており、これは、後にD株式会社の本体自体がB工場に出来たことから判断すると、本社ではC部は一時的な部署であり、B工場の管理範囲（B工場において被保険者資格を継続させていたもの）と誤認していたもの）であると思われ、申立人の資格取得手続等を行わなか

ったと考えられる。そのため申立人の被保険者記録が途切れたと思われる。

また、E組合（現在は、F組合）が保管する、健康保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人が、昭和 37 年 4 月 10 日にD株式会社へ転出するまで、A株式会社B工場に在籍していたことが確認でき、同僚等の供述によると、継続勤務も認められ、事業所も「今も昔も、給料を払えば、保険料は必ず控除する」と答えており、これらを総合的に判断すると、厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日は、昭和 37 年 4 月 10 日であると認められ、また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間直前の社会保険事務所の記録から、1万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、A株式会社の承継企業であるG株式会社は、「当時を示す資料や、当時を知る人物がいないため『不明』」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立期間に係る申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 6 月 1 日から 14 年 3 月 26 日まで
社会保険庁からの連絡により、平成 13 年 6 月 1 日から 14 年 3 月 26 日までの期間に係る標準報酬月額が、14 年 4 月 26 日に実際の給料より低い報酬額に訂正されていることが分かったので、訂正前の報酬額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）では、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初 62 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 14 年 3 月 26 日より後の同年 4 月 26 日付けで、13 年 6 月から 14 年 2 月までの標準報酬月額が遡及して 22 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、複数の同僚が、「申立人は、B 部門の営業所責任者であり、社員から専務と呼ばれていたが、本社の経理部門に携わっていなかった。本社の経理担当者は事業主の妻であった。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり 62 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和36年ころ、自宅を訪問した区役所職員から国民年金の加入を勧められ、加入手続をした。その後、集金人に保険料を納付し、領収書をもらっていたが、新しい年金手帳を受け取ったときにその領収書は処分してしまった。36年4月から国民年金制度に加入し、保険料を納付しているのに、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ころ国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で40年3月ころ払い出されており、申立期間の一部は時効で納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和40年3月10日に発行されたものであり、申立人は、これより以前の国民年金手帳を所持した記憶は無く、申立期間については、3か月ごとにA区の集金人に納付し、領収証書を渡されたとしているが、A区では、申立人が記憶している領収証書は取り扱ったことが無いとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間、57 年 4 月から同年 5 月までの期間、60 年 2 月から 61 年 11 月までの期間及び 62 年 6 月から 63 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 57 年 4 月から同年 5 月
③ 昭和 60 年 2 月から 61 年 11 月まで
④ 昭和 62 年 6 月から 63 年 11 月まで

申立期間については、いずれも夫の厚生年金保険加入期間の狭間の期間であるが、市役所等で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付しているはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人夫婦は、昭和 50 年 4 月ころ、A 市に転入した際に夫婦で国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び 52 年に同市から転出した B 村(現在は、C 市)の国民年金保険料検認記録から、申立人夫婦が国民年金に加入したのは 52 年 6 月ころと推認され、当該加入時点では、申立期間①は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②、③及び④については、申立人夫婦の国民年金保険料の納付時期及び納付金額に関する記憶が曖昧であり、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無いことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間④については、D 市の国民年金被保険者名簿の昭和 62 年度

及び 63 年度の納付記録欄に「拒否」との記載が確認できることから、申立期間④の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間、57 年 4 月から同年 5 月までの期間、60 年 2 月から 61 年 11 月までの期間及び 62 年 6 月から 63 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 57 年 4 月から同年 5 月
③ 昭和 60 年 2 月から 61 年 11 月まで
④ 昭和 62 年 6 月から 63 年 11 月まで

申立期間については、いずれも厚生年金保険加入期間の狭間の期間であるが、市役所等で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付しているはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人夫婦は、昭和 50 年 4 月ころ、A 市に転入した際に夫婦で国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び 52 年に同市から転出した B 村(現在は、C 市)の国民年金保険料検認記録から、申立人夫婦が国民年金に加入したのは 52 年 6 月ころと推認され、当該加入時点では、申立期間①は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②、③及び④については、申立人夫婦の国民年金保険料の納付時期及び納付金額に関する記憶が曖昧であり、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無いことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間④については、D 市の国民年金被保険者名簿の昭和 62 年度

及び 63 年度の納付記録欄に「拒否」との記載が確認できることから、申立期間④の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年3月まで

申立期間当時の住居地で納税組合の役員をしていた遠縁の方が、私の国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料は、その方が集金に来て納税組合を通して納付したはずであり、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の住居地であったA市B地のC納税組合の遠縁であった役員が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は、当該納税組合を通して納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年1月の時点では、申立期間の保険料は特例納付及び過年度納付によりさかのぼって納付する期間となるが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の集金をしたとする当該納税組合役員は既に他界しており、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いことから、当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人のA市の国民年金被保険者名簿には、申立期間当時の住居地であるB地の記載が無いことから、申立期間当時、申立人が国民年金への加入手続を済ませていたことが確認できず、申立期間後に転居したC地の記載が確認できるものの申立期間の保険料を納付したことは推認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 20 日から 37 年 11 月 29 日まで
② 昭和 38 年 1 月 5 日から 42 年 12 月 20 日まで

社会保険庁の記録では、申立期間の脱退手当金を受領したことになっているが、私は脱退手当金の制度を知らなかったし、請求をしたことも、受給したことも無い。申立期間の厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管するA株式会社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人と同時期に勤務した女性の脱退手当金支給記録を調査した結果、7名がA株式会社を退職後に脱退手当金を受領しており、そのうち、連絡先が判明した2名は、当該会社退職時に、会社から脱退手当金の説明があったと述べているほか、脱退手当金を受給していない者2名も退職時に会社から脱退手当金の説明があったと述べていることを踏まえると、A株式会社では、委任に基づき脱退手当金の代理請求を行っていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 7 年 12 月 26 日まで
社会保険庁の記録によると、平成 6 年 11 月 1 日から 7 年 12 月 26 日までの標準報酬月額は 9 万 8,000 円となっているが、誤りであると思うので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表者を務めていた A 株式会社は、平成 7 年 12 月 26 日に厚生年金保険を全喪しており、同日付けで申立人及び取締役一人の 6 年 11 月から 7 年 11 月までの記録が訂正され、申立人に係る標準報酬月額は 41 万円から 9 万 8,000 円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は申立期間当時に厚生年金保険料を滞納していたこと、及び減額訂正処理を自ら行ったことを認めている。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当ではなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 27 日から同年 11 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A株式会社での厚生年金保険加入期間は3か月のみとなっており、申立期間5か月が欠落している。申立期間においても厚生年金保険に加入していたと思うので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に勤務した同僚の供述から判断すると、申立人がA株式会社に勤務していたことがわかる。

しかしながら、社会保険庁の記録から、A株式会社は申立期間の一部に係る昭和 39 年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、A株式会社は既に廃業し、当時の代表者も亡くなっていることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当時の同僚2名は、申立人は工員として勤務はしていたが、勤務期間は不明であると供述している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことについての具体的な記憶が無く、申立期間において厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 12 月から 15 年 4 月まで
社会保険庁の記録では、申立期間に係る標準報酬月額は 20 万円だが、実際の給与はもっと受け取っていた。給与支給明細書の金額と社会保険庁の記録が相違している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人提出の申立期間に係る給与支給明細書上の報酬額及び厚生年金保険料を基に算出した標準報酬月額は、社会保険庁の記録上の標準報酬月額を上回っていないことから、社会保険庁の当該記録を訂正する必要性は認められない。

なお、申立期間当時勤務していた有限会社Aは、現在事業活動を行っておらず、申立期間当時の事業主からも申立期間の標準報酬月額に関して確認することはできなかった。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年8月28日から34年6月1日まで
② 昭和36年1月31日から39年4月1日まで

昭和32年4月にA株式会社（現在は、B株式会社）に入社し、B株式会社の関連会社を平成6年4月に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、A株式会社における厚生年金保険加入記録に欠落がある。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間について、申立人提出の永年勤続表彰状及びA株式会社において、申立人の被保険者記録がある3事業所（C区D地所在、E区F地所在及びG区H地所在）に勤務していた同僚の供述等により、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B株式会社では当時の厚生年金保険の適用に関する書類を保存していないとしており、当時の事業主も既に亡くなっている上、当時の同僚からも申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、具体的な供述を得ることができなかった。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社の3事業所に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の被保険者記録は社会保険庁のオンライン記録と一致し、同名簿において健康保険証番号に欠番も無い。

加えて、申立期間①について、A株式会社（C区D地所在）が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和33年10月28日から同社（E区F地所在）が適用事業所となった同年12月1日までの間は、同社は適用事業所と

なっていない。

なお、申立期間①の前後に被保険者であったことが確認できる2事業所（C区D地所在、E区F地所在）及び申立期間②の前後に被保険者であったことが確認できる2事業所（E区F地所在、G区H地所在）においてそれぞれ氏名が確認できる同僚の被保険者資格得喪日をみると、厚生年金保険の未加入期間がある同僚もみられ、当該同僚から当該期間における厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことから、A株式会社では、申立期間当時、すべての従業員について、雇用している全期間を厚生年金保険に加入させる方針ではなかった可能性がある。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 9 月 30 日まで
② 昭和 45 年 1 月から 46 年 12 月 31 日まで

申立期間①については、高校卒業時、株式会社Aが配達員として勤労学生を募集したのに応募し、A社B所に住み込みで働いたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を加入期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、友人の紹介でC株式会社（現在は、D株式会社）に入社し、E支店に配属され、昭和 46 年末に退職するまで約 2 年間勤務したが、その間の加入記録が無いので、当該期間を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社B所が厚生年金保険適用事業所であった事実は確認できず、当時の事業主の家族も、「同所は個人経営の販売店であり、事業所として厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

また、A社B所は既に廃業し、事業主も死亡していることから、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することができない。

さらに、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないことから、申立人の勤務実態や保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、Aに係る社会保険庁のオンライン記録及び同社に関連するF会に係る社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿でも申立人の厚生年金保険加入記録は確認できない。

2 申立期間②について、同僚の供述及び雇用保険加入記録により、申立人が申立期間当時、C株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C株式会社では、申立期間当時の厚生年金保険加入関係資料を保存しておらず、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するC株式会社に係る事業所別被保険者名簿には申立期間②に申立人の氏名は確認できない上、G保険組合が保管する健康保険の加入者記録にも申立人の氏名は確認できない。

ちなみに、申立人が氏名を挙げた同僚二人とも、申立事業所における厚生年金保険加入記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 11 月 5 日から 10 年 10 月 31 日まで
社会保険事務所によって申立期間のA株式会社での標準報酬月額を 59 万円から 30 万円に減額された。申立期間の標準報酬月額を 59 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、代表取締役を勤めていたA株式会社は、平成 10 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同年 11 月 2 日に申立人の 9 年 11 月から 10 年 9 月までの標準報酬月額が 59 万円から 30 万円に、遡^{そきゅう}及して訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時、A株式会社の経理担当者から社会保険料の滞納について報告を受けたとしている。

また、申立人は標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及訂正処理については聞いていないとしているが、社会保険事務所提出のA株式会社に係る平成 10 年度滞納処分票では、同社の経理担当者から、同年 11 月 2 日に同年 10 月 31 日付けの資格喪失届が社会保険事務所に提出された記録があり、社会保険庁の記録でも、同年 11 月 2 日に申立人を含め被保険者全員の資格喪失処理がなされ、健康保険証が返納されていることも確認できる。さらに、同処分票では 13 年 3 月 1 日に、申立人が社会保険事務所へ保険料の納付時期について相談した記録も確認できることから、当該標準報酬月額訂正処理等については、会社の業務としてなされた行為であり、申立人は、同社の代表取締役であることから、知り得なかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負った

代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理について承知していながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月 26 日から 29 年 7 月 1 日まで
② 昭和 29 年 7 月 1 日から 35 年 3 月 27 日まで

社会保険庁の記録によると、A株式会社に勤務した申立期間については、脱退手当金が支払われていることになっているが、受け取った覚えが無いので、この期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 31 年から 38 年までの期間にA株式会社を退職した女性の脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給資格のある 57 名のうち 33 名について退職後 6 か月以内に脱退手当金が支給されているとともに、申立人と同時期に退職した同僚女性から「退職時に脱退手当金を現金で受け取った。脱退手当金の説明を受け、請求手続は会社がしてくれたように思う。」との証言が得られたことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、旧台帳には、脱退手当金支給日前の昭和 35 年 6 月 2 日に B（当時）が管轄社会保険事務所に対して申立人の標準報酬月額等の回答を行ったことが記録されており、脱退手当金裁定のために記録照会及び回答が行われたことが確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月後の同年 9 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を請求・受給した記憶が無いというほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 2 日から 48 年 4 月 17 日まで

私は、A区B地にあるC事務所に昭和47年7月2日から48年4月17日まで勤務し、事務の仕事をしていたが、この間の厚生年金保険の記録が無い。何十年も前のことなので記憶は無いが、唯一、昭和48年分給与所得の源泉徴収票があり、社会保険料を支払っていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことは、源泉徴収票、雇用保険の加入記録及び事業主の供述から期間の特定はできないものの、推認できる。

しかし、事業主は、「当該事業所は、D健康保険組合に加入しており、雇用保険等には加入しているものの、厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除していない」と供述しているほか、同僚照会に関しては所在不明で供述を得られないが、社会保険事務所のオンライン記録でも当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

なお、申立人が所持する昭和48年分給与所得の源泉徴収票によると、途中入退社の記録が無く1年間の勤務がうかがわれ、社会保険料2万4,395円については当時の保険料(料率)に基づき試算したところ、雇用保険料5,460円、国民年金保険料4,950円であり、残った1万3,985円はD健康保険料又はE市国民健康保険料と考えるのが妥当である。

また、社会保険事務所のオンライン記録によると、申立人は、昭和48年4月から平成18年11月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月1日から54年9月30日まで

申立期間中は、A株式会社に在籍出向したことから、従前より給与が下がるため親会社(B株式会社)から差額を受けたが、社会保険事務所のデータによると、従来の標準報酬月額より低くなっているので調べて訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の給与レベルは、親会社のB株式会社より低かったため、B株式会社の給与との差額は別途、親会社から支給される方式であった。申立人から提出のあった、A株式会社(B株式会社と株式会社Cとの合弁会社で、本業としての資源に代わる事業の開発のためA株式会社を立ち上げた。)を支払者とする源泉徴収票とB株式会社を支払者とする源泉徴収票のうち、申立期間(昭和53年及び54年分)に係るBを支払者とするものには、支払金額と源泉徴収税額の記載はあるものの、社会保険料の金額欄に記載が無いことを確認できる。この件につき事業所照会をするが、回答を得られなかった。

そこで、年間支払額のわかる昭和54年分の源泉徴収票から社会保険料控除額について、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額から算定した社会保険料額及び雇用保険料額(共に本人負担額)並びに申立人の妻の国民年金保険料納付額の合計額と比較したところ、おおむね一致していることが認められた。

本来、2以上の事業所から報酬を受けた場合は、社会保険事務所に「健康保険・厚生年金保険被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を提出し、B株式会社の報酬とA株式会社の報酬の合計額を届け出なければならない

ところ、A株式会社の報酬のみで健康保険・厚生年金保険資格取得届を提出したものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 1 日から 45 年 4 月 28 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、有限会社 A に勤務していた申立期間において、1 月あたり 12 万円から 15 万円ほど収入はあったところ、社会保険庁の記録では標準報酬月額が 3 万 4,000 円から 4 万 8,000 円となっていた。当時の収入と標準報酬月額に極端な差があると考えるので、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無いほか、申立期間における有限会社 A の人事記録、給与支払簿等の資料も事業所解散のため保存されておらず、申立内容を裏付ける事実を確認することができない。

また、有限会社 A における申立人の標準報酬月額の記録は、同社の賃金水準や同僚の記録と比べても妥当であると考えられ、事業主の標準報酬月額の記録、当時の厚生年金保険の標準報酬月額上限額の規定などからも、申立人の標準報酬月額が低く記録されている事実がうかがえる周辺事情、関連資料は無い。

さらに、社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録も社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額となっていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間の収入は一般の会社員の倍近くあったと申し出ているが、それを裏付ける資料や同僚などの供述は無い。

なお、申立期間当時の標準報酬月額の高額は、昭和 44 年 10 月までは 6 万円、同年 11 月から 46 年 10 月までは 10 万円である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間において、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 1 日から 48 年 5 月 1 日まで

私はA株式会社に昭和 47 年 11 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで正社員の事務職として勤務をしていたが、厚生年金保険の記録は同年 5 月 1 日の資格取得となっており、加入期間の記録が 2 か月しかない。このため申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA株式会社に勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録によると昭和 48 年 4 月 1 日から加入となっていることが確認できることから、同社に同日から勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社は昭和 59 年に倒産しており、当時の資料の保存がなされていないことから、申立人の申立内容を確認できる資料を得ることができない上、事業主は既に死亡しているため供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が記憶している当時の上司や同僚を含む 10 人に照会したところ、申立人が同社に勤務していたことは供述しているものの、勤務期間及び厚生年金保険の加入状況等については不明であるとしている。

なお、同僚照会回答の中に本人自身 1 か月の試用期間があるとともに、他に 2 か月から 3 か月の試用期間があったようだと供述している同僚がいるほか、申立人が事務を引継いだとしている前任者及び同僚 3 人については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿では氏名を確認できず、健康保険番号に欠番も無いことから、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたこと

を確認できる給与明細等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 3 日から 46 年 10 月 1 日まで

昭和 45 年 9 月 3 日から同年 9 月 27 日までは株式会社 A と B 株式会社、45 年 9 月 27 日から 46 年 10 月 1 日までは株式会社 A と株式会社 C のそれぞれ 2 つの事業所から重複して厚生年金保険料を徴収されたが、厚生年金保険の被保険者期間としては 1 事業所分のみが対象となり、他の事業所分については計算から省かれている。また、厚生年金保険の保険料は、当該 1 事業所分で最高となっていたので、年金額に合算もされていない。

当該重複していた期間の分を厚生年金保険の被保険者期間に加算するか、又は重複して徴収した厚生年金保険料を返却してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 45 年 9 月 3 日から同年 9 月 27 日までの期間について、B 株式会社の代表者は、当時の資料が無く短期間のことでもあるため確認できないとしており、同僚も当時の勤務については不明としているが、申立人は、同社に勤務していたとしている。

また、雇用保険の被保険者記録により、申立人が、昭和 45 年 9 月 27 日から 50 年 4 月 20 日まで株式会社 C に継続して勤務していることが確認できる。

さらに、申立期間のうち昭和 45 年 9 月 3 日から 46 年 10 月 1 日までの期間について、株式会社 A の代表者は、「申立人は実際の勤務はしていなかったものの在籍はしており、厚生年金保険料を給与から控除していた」と供述している。このことは同社が提出した給与支給明細表から確認できる。

加えて、上述の各事業所の勤務実態及び社会保険庁の記録から、当該申

立期間において申立人は2事業所に重複して勤務し、当該期間の厚生年金保険料も2事業所から重複して徴収されていることが確認できる。

しかしながら、2以上の適用事業所に同時に勤務する場合は、厚生年金保険法施行規則第2条の規定に基づき、社会保険事務所に対して「2以上事業所勤務届」の提出が必要である。当該届出により、保険料の徴収は複数事業所から按分して徴収し、これにより同一月の重複に係る厚生年金保険の被保険者期間は1か月として計算されることとなっており、法律上、同一月の重複に係る被保険者期間を合算する規定は存在しない。なお、申立人に係る「2以上事業所勤務届」が提出されていることを証明する資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 10 日から 45 年 5 月 2 日まで

私はA株式会社に昭和 43 年 1 月 27 日から 46 年 12 月 26 日まで間違いなく事務員として継続して勤務していた。しかし、社会保険庁の厚生年金保険の加入記録を見ると、昭和 44 年 9 月 10 日から 45 年 5 月 2 日までが被保険者期間とされていないので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B工場の当時の工場長によれば、申立人は同工場に勤務してはいたが、申立期間における勤務については不明としており、他の同僚からも申立人の申立期間に係る勤務を確認できなかった。

また、申立期間のうち昭和 44 年 9 月 10 日を除いては雇用保険の加入記録は無く、社会保険事務所と公共職業安定所において、被保険者資格の取得及び喪失に係る処理を同じように誤るとは考え難い。

なお、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び厚生年金基金加入員資格取得届（設立時用）によって、申立人は昭和 44 年 9 月 10 日にA株式会社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後 45 年 5 月 2 日に当該事業所で再度資格取得していることが確認できるが、これらのことは社会保険庁が保持する被保険者原票及びオンライン記録とも一致している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月1日から56年11月1日まで

私は、昭和47年1月ころ、以前から仕事の関係で知っていた社長の薦めでA株式会社に入社し、57年8月まで勤務した。社会保険庁の厚生年金保険の被保険者記録では、56年11月1日からとなっているが、同日以前から同社に勤務しており、保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A株式会社に正社員として勤務していたと申し立てているが、同時期に入社した同僚及び元事業主は、申立人は入社時において正社員ではなく、厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで、請負であったと供述している上、申立人の雇用保険の加入記録は昭和52年4月1日から57年8月25日までとなっており、この期間については同社に勤務していたことがうかがえるものの、A株式会社は既に解散し、元事業主は、申立期間当時における申立人の勤務実態及び保険料の控除について確認できる資料等を保管していない。

また、社会保険庁の記録により、申立人と同時期に入社した同僚も、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間においては、国民年金の被保険者として保険料を納付していることを確認できる。

さらに、申立人も申立期間において、国民年金に加入し、申立期間118月のうち、昭和50年度、52年度及び昭和56年7月から同年10月までの期間を除く90月について被保険者として保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、株式会社Aに勤務した期間が昭和 47 年 10 月 31 日までとなっている。姉の結婚式が同年 11 月 7 日にあり、有給休暇を取って出席した記憶があるので、同年 11 月末までは勤務していたはずである。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について株式会社Aに勤務していたと主張しているが、同社はすべての給与明細書（賃金台帳。以下同じ。）を保管しており、事業主から提出された給与明細書において申立人については、昭和 47 年 10 月分までの記載はあるものの同年 11 月分以降は記載が無いことから、同年 11 月における勤務及び同年 11 月の給与支給は無いことが確認できる。

また、申立人提出の昭和 47 年度の「給与支払報告書特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に記載された市県民税の徴収済月数及び徴収済額は、昭和 47 年 10 月分までの給与から控除されていた額と一致していることが確認できる。

さらに厚生年金基金における資格喪失日（離職日の翌日）、雇用保険被保険者記録の離職日も社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と合致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年ごろから47年ごろまで
② 昭和55年ごろから57年ごろまで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、両申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

申立期間①は、A区B地のC社で、申立期間②は、D区のE株式会社でそれぞれ勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及び当時の事業主の妻（元役員）の供述により、昭和45年5月21日から47年2月20日まで、申立人がC株式会社に勤務していたことが認められるが、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所の適用事業所名簿では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できない。

また、申立期間①に係る申立人の厚生年金保険の適用について、事業主に照会したが、申立人が勤務したとされる期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと供述している。

さらに、当時の事業主及びその妻（元役員）は、申立期間①当時は国民年金に加入していたことが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

加えて、当時の事業主は既に死亡しており、同僚の供述も得られず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、雇用保険の加入記録が無く、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所の適用事業所名簿から、D区に所在したE株式会社という名称の厚生年金保険の適用事業所を確認することができない。

また、D区に所在したE株式会社は既に解散しており、法務局の商業登記簿上の住所には元事業主は居住せず、申立人の記憶によると当該事業所は、F社の下請工事を請け負っていたとのことから、F株式会社に照会したがE株式会社の元事業主に連絡がとれる資料は存在しなかった。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立内容を確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 1 日から 39 年 3 月 31 日まで

私は有限会社A(事業所の名称は、申立期間中にB株式会社となり、更にC株式会社に変更している。)に、昭和 33 年 11 月 1 日から 39 年 3 月 31 日まで継続して勤務していたが、定年になる平成 10 年 2 月ごろに年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことが判明した。記憶している同僚については被保険者となっているので、申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の複数人の同僚の名前を記憶しており、元同僚からも申立人が勤務していたとの供述が得られたこと、また、D組合E支部からの表彰状において、申立期間のうち入退社日の特定はできないものの、3年間をC株式会社で勤務したことが推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該事業所が適用事業所となった昭和 28 年 10 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで欠番は無く、この間において申立人の厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、元同僚の中には被保険者期間が勤務期間の一部のみの者がいるほか、申立人及び元同僚が名前を挙げた 31 人の同僚のうち、被保険者としての記録の無い者が約半数に当たる 15 人を占めており、当該事業所においては従業員全員が厚生年金保険に加入していたものではないことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人について申立てに係る事実を確認できる関連資料及び

周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 11 日から 39 年 12 月 1 日まで
(事業所名不明)
② 昭和 45 年 11 月から 46 年 8 月まで
(事業所名不明)
③ 昭和 51 年 7 月 1 日から 52 年 1 月まで
(事業所名不明)

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。厚生年金保険に重複して加入している期間が沢山ありながら、加入していない期間があるとは思えない。これら申立期間については、建築又は土木関係の事業所に勤務していたはずであるので、被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、既に死亡しているため、すべての申立期間に係る勤務した事業所名を確認することはできず、今回申立てを行った申立人の妻もこれらの事業所名を記憶していない。また、これら事業所名を記録した資料も無く、建築又は土木関係の事業所に勤務していたと主張するのみで、事業主及び同僚の氏名の記憶も無いことから、勤務したとする事業所及び同僚に対する照会及び調査確認を行うことができなかった。

さらに、申立人が厚生年金保険に加入していた複数の事業所に対して、申立人の履歴書等が保管されていないか照会したが、いずれの事業所も保管し

てないとの回答であり、すべての申立期間に係る事業所名を確認することができなかった。

なお、申立人が厚生年金保険に重複して加入していた期間については、6事業所で合計34月あることが社会保険庁の記録から確認できるほか、重複して被保険者となっていた期間については、適正に標準報酬月額の合算処理が行われていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記事については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 7 月 1 日から 4 年 10 月 21 日まで

A株式会社において平成 5 年 1 月の訂正処理で、3 年 7 月から 4 年 10 月までの標準報酬月額が、遡^{さかのぼ}って 68 万円から 9 万 2,000 円に引き下げられているのはおかしいので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A株式会社は、平成 4 年 10 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、5 年 1 月 7 日付けで 3 年 7 月から 4 年 10 月までの 15 か月間を 68 万円から 9 万 2,000 円に遡^{さかのぼ}及して減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、社会保険庁が保管する事業所別被保険者名簿及び申立人の家族の供述により、申立期間に係る標準報酬月額の記事の減額処理が行われた当時、申立人は、A株式会社の事業主であり、かつ代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、社会保険事務所で申立人自身が直接担当職員に遡^{さかのぼ}及して保険料を減額訂正処理できるとの説明を受けた後、申立人自身の標準報酬月額の減額訂正処理に係る届出を行ったと供述している。

これらの事実及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間に係る標準報酬月額の減額処理時に代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しておきながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記事の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 4 月まで

昭和 59 年 4 月から 61 年 4 月までは、A 株式会社に勤務していた。申立期間当時の給与明細書等を妻が保管していたが、平成 17 年 5 月 27 日に盗難に遭い引き出しのものがバラバラになってしまい、ほとんどを捨ててしまいました。申立期間は確かに A 株式会社に勤務していたので、厚生年金保険加入記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の事業主及び同僚の証言から、時期までは明らかではないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 株式会社は、申立人が同社に勤務したことを確認できる申立期間当時の資料等を保有していないことなどから、申立人の申立期間の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができないとしている。

また、申立人に係る、雇用保険の加入記録、健康保険の加入記録及び B 年金基金の加入記録も確認できない。

さらに、申立人が A 株式会社に提出した履歴書によると、昭和 47 年 12 月から 60 年 7 月までの期間及び 60 年 9 月から 61 年 2 月までの期間は、他の事業所に勤務した記録が確認できるため、申立期間の大部分を当該事業所に勤務したとは考え難い。

加えて、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶は無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、A 株式会社の事業主は、申立人の履歴書から推認し、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は納

付していないと供述しているが、当該事業所は賃金台帳等の資料を保管していないため、保険料の納付については、不明であり、申立人は同僚の氏名も記憶しておらず、同僚からの保険料の控除に係る供述を得ることもできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで

A株式会社に入社した昭和 40 年 8 月の給与額は約 8 万円、退社した 45 年 3 月の給与額は約 16 万円と記憶しているので、その間の標準報酬月額を、当時の上限額である 6 万円又は 10 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の保管する申立期間に係るA株式会社の事業所別被保険者名簿の記録は、オンラインの記録と一致しており、標準報酬月額を訂正した跡も見当たらない上、申立人と同年代である複数の同僚の昭和 40 年当時の標準報酬月額は 1 万 6,000 円であるところ、そのうち一人は、当時の給与額が 1 万 6,000 円だったと供述しており、44 年当時の標準報酬月額が 4 万 2,000 円であるほかの一人については、提供された当時の離職票の写しからその標準報酬月額の妥当性が確認できるとともに、44 年の大卒初任給相場が 3 万 2,000 円程度であることから、申立人の 40 年 8 月及び 45 年 3 月の標準報酬月額の記録に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、A株式会社に入社する直前の事業所における給与額を約 4 万円と記憶しているが、社会保険事務所の記録による標準報酬月額は 1 万 4,000 円であり、A株式会社を退職した直後の事業所における給与額を約 10 万円と記憶しているのに対して、標準報酬月額は 3 万 3,000 円であるところから、いずれにおいても、給与額の記憶と標準報酬月額の記録

との間には乖離がある。

加えて、A株式会社は、申立期間当時の資料は保管しておらず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで
最初の A 株式会社を退職した際には B 地の C 社会保険事務所に脱退手当金を請求に行ったが、D 株式会社を退職した際には脱退手当金を請求する意志は無く将来年金として受け取るつもりだった。この結果に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する D 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金の支給手続を示す「脱」に丸印がしてあり、同名簿の記録から脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 47 年 4 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月10日から41年11月13日まで
昭和41年の日曜日の夜に会社の工場が火災により全焼し、会社が事業をやめてしまった。当時会社の寮に入っていたため仕方なくアパートを借り再就職した。退職後、脱退手当金を請求した記憶も、受け取った記憶も無い。なぜこのようになっているのか納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA株式会社の厚生年金保険健康保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の印がある上、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和41年12月26日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 12 日から 38 年 9 月 13 日まで
② 昭和 39 年 2 月 1 日から 43 年 1 月 21 日まで

社会保険事務所で確認したところ、有限会社A及びB会の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受け取ったことになっていたが、いずれの会社を辞めた時も一時金を請求する手続はしなかった。両社で自分が厚生年金保険に加入していたことは間違いなく、自分で脱退手当金を請求したことも脱退手当金を受け取ったことも無いので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B会で申立人の資格喪失日前後5年以内に喪失した女性10名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含め8名が資格喪失日から約4か月以内に支給決定されている上、元同僚の1名は事業主が脱退手当金を代理請求していたと証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月半後の昭和43年3月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 1 月から同年 12 月 15 日まで
② 昭和 32 年 11 月から 34 年 4 月 10 日まで
③ 昭和 34 年 5 月から 35 年 5 月 25 日まで
④ 昭和 36 年 2 月から 37 年 6 月 1 日まで
⑤ 昭和 37 年 9 月 16 日から 39 年 9 月まで

申立期間①については、株式会社A（現在は、株式会社B）が設立登記されている以前から当該事業所で勤務していたが、社会保険庁の記録では、昭和 28 年 12 月 15 日から厚生年金保険被保険者となっていることに納得がいかない。

申立期間②については、社会保険庁の記録では株式会社Cでの厚生年金保険被保険者記録が全く無いということだが、Aを辞めてすぐに当該事業所に勤務した。1年6か月もの長期にわたり無職でいるはずがない。厚生年金保険料は給与から控除されていた。

申立期間③については、申立期間②の事業所を辞める時に、有限会社Dへの就職が決まっていたので、昭和 34 年 5 月に当該事業所に入社した。

申立期間④及び⑤については、社会保険庁の記録では、私の厚生年金保険被保険者期間が3か月しかないが、私は有限会社Eで3年9か月働いていた。

すべての申立期間において厚生年金保険の被保険者であったので、加入期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間①当時の取締役の供述により、期間の

特定はできないものの、申立人が申立期間①において、株式会社Aに勤務していたことはうかがえる。

しかし、当時の事業主、経理担当者及び会計事務所の担当税理士も既に他界しており、申立人の申立期間①に係る保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

また、申立人は、昭和 28 年 1 月から厚生年金保険料を控除されていたと主張するが、当該事業所は同年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、同日以前は当該事業所は適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、前述の取締役によれば、申立期間①当時、当該事業所に試用期間は無く、入社と同時に社員として採用した旨の供述を得られた上、当該取締役及び申立人が記憶する 3 人の同僚のほか二人の同僚についても調査したところ、一人からは自分の厚生年金保険被保険者記録も入社年月日と違うが、それは会社が適用事業所になっていないから当然であるとし、また他の一人については自分も半年ほど入社年月日が違うとの回答が得られたものの、いずれの同僚からも申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の被保険者資格取得日及び喪失日はオンライン記録とも一致している上、同名簿によると昭和 28 年 8 月 1 日から同年 12 月 14 日までの間に被保険者資格を新規に取得した者の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号の重複及び欠番も無い。

- 2 申立期間②について、申立人が申立期間②に勤務していたと主張する F 区に存在した株式会社 C は、G 法務局 H 出張所の閉鎖登記簿謄本に「昭和 43 年 5 月 14 日 I 地方裁判所より破産終結決定があった」旨記されている上、当時の事業主は既に他界していることから、事業主から申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

また、申立人が挙げた同僚二人の氏名の記憶は名字のみであることから該当者を特定できない上、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録のうち申立期間に係る当該両名字の被保険者は存在しないことから、当時の状況等について供述を得ることはできない。

このほか、申立期間②に当該事業所において厚生年金保険被保険者記録のある任意に抽出した同僚から、①入社後しばらくの間は見習期間だったので、厚生年金保険料は控除されていないと思う、②給料が少ないので厚生年金保険料を控除しないでほしいと事業主と労働者との間で騒ぎになり、自分も厚生年金保険の被保険者ではなくなった時

がある、などの供述が得られたが、申立人に係る申立期間②の勤務実態、厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることはできなかった。

さらに、申立人は申立期間当時、F区J地に存在した有限会社K（申立期間当時はL所）に溶接作業のため出入りしていたと主張しているが、G法務局H出張所の履歴事項全部証明書から当該事業所は平成8年6月1日に解散した事実が確認できる上、当該証明書から申立人が記憶する代表取締役の氏名は確認できないことから、申立人に係る申立期間②の勤務実態、厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることはできなかった。

加えて、社会保険庁のオンライン記録からM区に申立事業所と同名の会社が確認できたことから念のため調査したところ、申立期間②に係る当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の氏名は無く、申立期間②当時の当該事業所で被保険者記録のある複数の者の供述からも申立期間②に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることはできなかった。

- 3 申立期間③について、当時の事業主は既に他界しており、社会保険事務所の記録によると、有限会社Dも昭和38年7月1日に適用事業所に該当しなくなっていることから、事業主から申立人の申立期間③に係る保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

また、申立人は、申立人の妻が昭和34年春にN地のOに社員旅行に行ったことがあり、その後に申立人が入社したことを記憶していること、及び男性社員だけで35年春にPに花見に行った旨を主張しているが、任意に抽出した数名の当時の同僚からは当該事実をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和34年5月1日から35年5月25日までの間において厚生年金保険被保険者資格を新規に取得した者の中に申立人の氏名は確認できず健康保険証番号の重複及び欠番も無い。

このほか、同僚一人からは、入社しておおむね2か月くらい後から厚生年金保険料控除があった記憶があるとの供述が得られたが、複数の同僚から聴取しても、申立人の申立期間③の勤務実態及び厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

- 4 申立期間④及び⑤について、当時の事業主は既に他界している上、当該事業所も適用事業所に該当しなくなっていることから、事業主から

申立人の当該期間に係る保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

また、申立人は、昭和36年2月から有限会社Eに勤務し、厚生年金保険料を控除されていた旨主張するが、当該事業所は37年6月1日に厚生年金保険適用事業所となっていることから、同年6月1日以前は当該事業所は適用事業所ではないことが確認できるうえ、申立人が記憶する同僚も他界しているほか、任意に抽出した3人の同僚等からは、期間の特定はできないものの、申立人は独立したと聞いた記憶があるなどの供述は得られたが、申立期間④及び⑤に係る保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の被保険者資格取得日及び喪失日は、オンライン記録とも一致しており、健康保険証番号の重複及び欠番も無い。

- 5 なお、すべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。
- 6 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月から 34 年 11 月 1 日まで

有限会社Aに申立期間勤務していたが、社会保険庁の記録によれば、昭和 34 年 11 月 1 日から当該事業所の厚生年金保険被保険者となっていることに納得がいかない。申立期間当時、私も生活が大変であったので、朝 8 時から夜 9 時まで残業して頑張っていた。厚生年金保険の記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、有限会社Aに勤務していたことはうかがえる。

しかし、当該事業所は既に適用事業所に該当しなくなっており、事業主も他界していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

また、申立人は、昭和 34 年春にB地のCに社員旅行に行ったことがある旨主張しているが、任意に抽出した数名の当時の同僚からは、当該事実をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間において、厚生年金保険被保険者資格を新規に取得した者の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号の重複及び欠番も無い。

このほか、同僚一人からは、入社しておおむね2か月くらい後から厚生年金保険料控除があった記憶があるとの供述は得られたものの、複数の同僚から聴取しても、申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 30 日から 53 年 4 月 1 日まで
A株式会社（B株式会社）にリース契約でタクシー乗務員として勤めていたが、年金の記録が無かった。厚生年金保険料はリース契約込みで月 1 万円控除されていた。調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社（同一敷地内で申立期間内に厚生年金保険を新規適用となったB株式会社を含む。以下同じ。）の同僚の供述から、申立人が、同社に勤務していたことは推認でき、申立人が 1 か月 13 万円のリース方式で勤務し、リース料のうち 1 万円が社会保険料であったとする主張も、同僚の供述と一致する。

しかしながら、A株式会社は昭和 59 年 12 月 2 日に解散し、社会保険関係の資料は無く、当時の代表者及び役員も所在不明又は亡くなっており、リース料から控除されていたとする 1 万円が、厚生年金保険の保険料であったか否かは確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社の事業所別被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無く、さらに、同名簿の表紙部分には、「運転者については、リース形式の者は使用関係がないと判断する」との記載があることから、同社はリース形式の者については使用関係がないとして厚生年金保険料を控除していなかったものとうかがえる。

加えて、申立期間に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は無く、健康保険組合も平成 18 年に解散し、詳細を確認することができない上、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 2 日から 45 年 8 月 20 日まで
申立期間はA株式会社B営業所に勤務していた。給料は売上げの出来高による歩合制であったが、社員として勤務していたはずなので、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する当時の日記により、期間は特定できないものの、申立人が申立事業所（現在は、C株式会社及びD株式会社）B営業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、C株式会社及びD株式会社に照会したところ、両社ともに、それぞれの会社の厚生年金保険資格取得及び資格喪失台帳に申立人の氏名は無く、ほかに勤務していたことをうかがわせるような記録や資料は無いと回答している。

また、申立期間において雇用保険の加入記録が無い上、社会保険庁の記録による厚生年金保険加入記録も確認できない。

さらに、同僚について調査したところ、申立事業所のB営業所は厚生年金保険の適用事業所に該当が無く、当該事業所の厚生年金保険は本社が一括して適用していたことから、申立てに係る営業所を特定することができず、申立人が記憶している同僚は、苗字のみで、名前、生年月日が不明であることから、特定することができなかった。

加えて、申立人が、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から6年10月6日まで
社会保険庁からの連絡により、平成5年11月1日から6年10月6日までの期間に係る標準報酬月額が、同年10月14日に実際の給料より低い報酬額に訂正されていることが分かったので、訂正前の報酬額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が専務取締役を勤めていたA株式会社は、平成6年10月6日に適用事業所に該当しなくなっているところ、同年10月14日付けで5年11月から6年9月までの申立人に係る標準報酬月額が53万円から8万円に、合理的理由がなく遡及^{そきゅう}して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「自分は社会保険事務所からの指導を受け、同社の専務取締役として厚生年金保険料の滞納の責任を取り、平成5年11月から6年9月までの期間について、自らの標準報酬月額の減額処理に同意した」と供述していることから、申立人は、専務取締役として当該減額処理に係る事業所の意思決定について一定の責任を有していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている専務取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年11月1日から25年4月1日まで
② 昭和29年12月1日から30年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①については、A職としてB所で、申立期間②については、C職員としてD所E部又はF所にて勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に加入した記録が無い旨の回答があった。どちらの申立期間についても勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管するB所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人の資格取得日及び資格喪失日は、社会保険庁のオンライン記録と一致している上、申立期間①に係る申立人の氏名が無く、健康保険の整理番号に欠番が無いことを確認することができる。

また、G局は、同局が保管する記録の中に勤務記録はあるものの、申立期間①に係る勤務記録は無いとしているなど、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、H保険組合は、保存期間満了により、既に資料を廃棄しており、加入の事実は確認できないとしている。

加えて、同僚の供述等も得ることができない上、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②について、社会保険事務所が保管するD所E部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びF所に係る厚生年金保険被保険者記録（旧台帳）に記載された申立人の資格取得日及び資格喪失日は、社会保険庁のオンライン記録と一致している上、申立期間②に係る申立人の氏名が無く、健康保険の整理番号にも欠番が無いことが確認できる。

また、G局は、同局が保管する記録の中に勤務記録はあるものの、申立期間②に係る勤務記録は無いとしているなど、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、H保険組合は、保存期間満了により、既に資料を廃棄しており、加入の事実は確認できないとしている。

加えて、社会保険事務所が保管する「I」（J部）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②に係る申立人と同姓同名で生年月日が同一の記録が確認できるが、当該被保険者名簿の厚生年金保険の記号番号欄には、「健保のみ」の記載があり、昭和27年4月1日に健康保険のみの適用事業所となったことが確認できる。

このほか、同僚の供述等も得ることができない上、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関係資料も無い。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 11 月 30 日から 55 年まで
② 昭和 56 年から 58 年まで

申立期間①は2年数か月A株式会社に在籍し、申立期間②は株式会社Bに約2年在籍して、社会保険に加入していたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所が保管する、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日及び資格喪失日は、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、A株式会社は平成元年6月30日に解散しているため、当時の資料等は保存されておらず、事業主の所在を確認できない上、申立期間①当時の取締役はすべて死亡していることから、申立人が申立期間①に厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

さらに、公共職業安定所の記録によると、A株式会社に係る雇用保険の離職日は、昭和53年11月20日であり、雇用保険の失業給付の手続を行っていることが確認できる。

なお、複数の同僚が社会保険庁のオンライン記録よりも長くA株式会社に勤務した記憶があると供述しているが、同社は昭和54年1月26日に社会保険の適用事業所ではなくなっている。

このほか、申立期間①の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②については、事業主及び同僚の供述から、期間の特定はでき

ないものの、申立人が株式会社Bに勤務していたことはいくつかはわかる。

しかし、社会保険庁が保管する当該事業所に係る職歴審査照会回答票、及び社会保険事務所が保管する当該事業所に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険の番号にも欠番は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

また、事業主は、申立期間②当時の資料は無いとしているなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立人の株式会社Bに係る雇用保険の被保険者記録も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月から37年9月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。申立期間は、A金庫B支店に間違いなく勤務していたので、調査の上、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A金庫B支店での業務内容や職場の状況を具体的に記憶しており、職場状況に関する同僚の供述とも符号していることから、期間の特定はできないものの、申立期間当時に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主は、職員在籍者、退職者一覧表及び当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者台帳等に申立人の記録が無いと回答している上、同僚照会で回答があった同僚6人のうち5人は、申立期間が正しいとすれば、申立人とB支店での勤務期間が重なるにもかかわらず、5人とも「申立人と一緒に勤務したことはない」、又は「申立人は記憶にない」と供述している。

また、申立人は、申立期間当初のB支店はロックアウト状態にあり社会保険の事務手続は不可能な状態にあったと主張するが、事業主は、ロックアウト期間中においても他の被保険者の資格取得手続を行っている。

さらに、申立人が申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書や源泉徴収票は無い。

このほか、社会保険事務所が保管するA金庫の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。